

市街化調整区域に係る開発許可要件毎の状況

資料 7

都市計画法第34条第1号～14号

	区分	一体的な市街地の形成	下水道の整備	道路・公園等の都市インフラの整備	土地利用転換
1号	周辺居住者の日常生活に必要な店舗・事業所および社会福祉施設・医療施設・学校などの公益上必要な建築物	×	△	×	×
2号	市街化調整区域内の観光資源等の有効活用に必要な建築物	×	△	×	×
3号	温度・空気等について特別な条件が必要なため、市街化区域内での建築が困難な建築物	×	△	×	×
4号	農林漁業用または農林水産物の処理・貯蔵・加工用の建築物	×	△	×	×
5号	中山間地の農林業の活性化基盤施設の建築	×	△	×	×
6号	中小企業の事業共同化または工場・店舗等の集団化に寄与する建築物	×	△	×	×
7号	市街化調整区域内の既存工場と密接に関連し、効率化に必要な建築物	×	△	×	×
8号	危険物の貯蔵・処理用の建築物等で、市街化区域内での建築が不適当な建築物(ガソリンスタンドなど)	×	△	×	×
9号	前各号に規定するほか、市街化区域内での建築が困難または不適当な建築物	×	△	×	×
10号	地区計画または集落地区計画で定められた内容に適合する建築物	○	○	○	○
11号	市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している地域で、おおむね50以上の建築物が連担している地域(50戸連担地区)のうち、都道府県が条例で指定する区域内での開発行為で、予定建築物の用途が環境の保全上支障ないもの	×	△	×	△
12号	周辺の市街化促進のおそれがなく、市街化区域内では困難または著しく不適当な開発行為として、都道府県の条例で、目的または予定建築物の用途を限り定めたもの	×	△	×	×
13号	自己の居住・業務用建物を建築する既存の権利にもとづき行う開発行為	×	△	×	×
14号	上記のほか、市街化促進のおそれがなく、市街化区域内では困難または著しく不適当な開発行為で、開発審査会の議を経たもの(分家住宅や流通業務施設など)	×	△	×	×

※都市計画区域線引き前(昭和45年以前からの建物)については開発許可が不要になることもある